

## 前橋市特別職報酬等審議会の開催結果

市長等特別職の給料を減額する諮問に対し、前橋市特別職報酬等審議会から次のとおり答申がありました。

## 1 答 申

市長等特別職の給料月額について、令和3年6月16日付け本市職員の懲戒免職処分に係る管理監督責任として、次のとおり減額することは適当である。

	現 行	減額後の給料	減額率
市 長	1,125,000 円	956,250 円	15%
副 市 長	900,000 円	810,000 円	10%

期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、減額しないものとする。

副市長については、懲戒免職処分となった職員が逮捕された当時の所属である総務部契約監理課を所管していた副市長のみを対象とする。

## 2 減額する期間

3か月（令和3年10月1日から同年12月31日まで）

## 3 その他

9月議会で条例改正予定です。

## 本件に関するお問い合わせ先

職員課 給与厚生係

電 話 直通 / 027-898-6504